

院内感染防止対策要綱

設 置	医療法人社団秀林会吉見病院に院内感染防止対策委員会を設置する。
目 的	早期に院内感染を察知し院内外への蔓延を防止する。
構成メンバー	<u>理事長</u> 院長 薬剤師 看護師長 看護主任 介護主任 検査責任者 <u>事務責任者</u> 管理栄養士 その他院長が指名した職員とする。
委 員 会	委員会には委員長を置き、院長がその職務を行う。 委員長は委員会を招集しその議長となる。
議 事	委員会は委員の過半数の出席がなければ開けない。 議決を要する事項には出席委員の過半数の賛成により決定する。
開 催	委員会は毎月日時を定めて開催する。その他必要に応じ院長の招集により開催する。
感染防止対策	検査において感染症を起こすおそれがある細菌の検出が認められたときには、直ちに院長に報告する。院長の指示により速やかに治療及び隔離対策をとる。 その後、所定の用紙により感染情報レポートを作成のうえ委員会に提出する。

平成 24 年 6 月 16 日 制定

平成 26 年 6 月 1 日 改定

2019 年 4 月 1 日 改定